

07 財務省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管府省庁
070010	補助事業で整備しようとする施設の持主における自的自使用の事前承認の要請	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増した法令で定める財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全額に相当する金額を国庫納付した場合及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	複数の目的で整備する補助施設を整備するにあたり、補助事業を導入する場合、その補助事業が導入される空間について、整備時点で法第22条に定める自的自使用の承認を受けることで、将来において、補助事業の目的以外にも使用できるようにすること。	複数の目的をもつ施設の整備で、それぞれの目的に応じて導入する補助金の目的外使用を容認すること。 本市では、学校、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設等の複数の機能を有する施設整備を検討している。そのため、それぞれの施設について、フルセットで整備しなければならない。児童数の増減などの変化にも対応できず、利用されない空間も当然発生する。本提案の措置により、ひとつの施設の中で、目的別使用される空間の割合を柔軟に変更できるようにすれば、整備する施設をムダなく(利用でき、効率的な財政支出)とすることができる。	提案理由:本市では、学校の改築に併せて、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設機能としても活用できるひとつの施設として整備できないか検討している。しかしながら、現行の補助制度では、ひとつの目的で整備する場合、将来にわたり別の目的で使用する事が困難なため、フルセットで整備しなければならない。児童数の増減などの変化にも対応できず、利用されない空間も当然発生する。本提案の措置により、ひとつの施設の中で、目的別使用される空間の割合を柔軟に変更できるようにすれば、整備する施設をムダなく(利用でき、効率的な財政支出)とすることができる。	D	補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、法令で定める解除要件に該当する場合のほか、転用が必要となった時点で各府省庁の長の承認を受ければ可能であること、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項では、法令の定並びに補助金等の交付の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき各府省庁の処分に従い…(以下省略)…と定められているが、これは相反しないか。 また、現行で対応可能(D判定)のことだが、転用が必要となる時点よりも前の時点で、あらかじめ、補助金等が所管する各府省庁へ、承認をうけてもらうことが可能なのか。	提案の主旨は、将来における補助目的外への転用の承認を予め求めるものであるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律上、各府省庁の長がこの様な判断を行うことは妨げられないか。右提案主体からの意見も踏まえ回答された。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	1099020	遠野市	財務省		
070020	サトウキビ汁によるワイン等の試験製造実験にかかわる試験製造免許取得の要件緩和	酒税法第7条第3項第4号、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条第3項関係の2	試験製造免許については、新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合であり、かつ、人的要件等を満たす場合に付与することとしている。	キビ酢の製造過程において芳醇なワインの香りが漂い、ワインとしての開発が期待されることから今後研究開発を行ってみたいが1度以上のアルコール分が検出されることから予想されるため、試験製造免許を取得したい。しかしながら税務署の指導は大学等の研究委託であった。このため、この指導によることなく(試験製造免許が取得できる)要件の緩和を提案する。	本町には農業・水産業・伝統工芸品等にオンラインの素材が数多く存在することから、それぞれ付加価値を付け特産品化に向けて積極的に取り組んでいるところである。また行政においても地域再生計画の認定を受けるとより、地域振興策推進促進事業を導入し新たな視点で地域資源を捉え、不利な状況を転機に変えたいが必要であるとの観点から、特産品の開発等に積極的に取り組んでいる。特に本町の基幹作物であるサトウキビが平成19年産から産自別取引に移行することから、農産物の安定性を図る上からもサトウキビの多面的な活用は極めて重要なことであり、本町の活性化に繋げることができる。	この件に関する税務署の指導は「製造免許の取得が困難であれば、大学等の研究機関への研究依頼、等であった。しかしながら現段階においては、あくまでも可能性の研究であり、事業化する段階に至っていないのが現状である。また、大学の研究機関への研究依頼については、海産物と土地の両方があることから、本所に所在する研究機関に十分に連携を図ることが困難である。したがって、今回のようなケースに限り特例として試験製造免許が取得できるように規制緩和を提案したい。なお、特例の適用にあたっては、弊害は発生しないと思われながら、責任は提案者が負うものとする。	D	試験製造免許については、新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合であり、かつ、酒税法第10条の人的要件等を満たしていれば、取得することは可能である。	貴省回答によると、要件等を満たしていれば取得可能とのことであるが、提案主体は、税務署との相談の結果、大学等の研究機関への委託を勧められ、免許の交付を拒絶されたために、提案しているものである。 提案理由にもあるとおり、新商品・技術開発のためであることが明白なのはもちろん、大学等研究機関のない産地であるという事情も勘案し、試験製造免許の交付の可能性についての見解をお聞かせ頂きたい。また、右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答された。			今回の回答は試験免許を受けて進めるということであり、従来の考え方と何ら改善が見られず、これまで地元にも十分な協力があり、サトウキビ汁に、どんな酵母を入れたら美味しくなるかという等々の研究を進めるにあたって、国として法令遵守の義務があることからアルコール(1%)以上を常時含有しながらの実験であった。新商品開発は高いハードルであり、思うような実験ができなかったところである。また、個人レベルにおいて、試験段階から全ての設備を整備された製造場の建設の義務付けには無理な面がある。以上を理由から、アルコール分(1%)以上、完備された施設等に拘束されず自由に研究できる特区の創設が是非必要である。	試験製造免許については、酒税法第10条の人的要件等を満たす必要があるが、製造設備に不足は、通常の製造免許の場合のようによすべての設備を整備された製造場を建設することを求めている旨の整備があったが、税務署との相談の過程において、種々の指導があり施設の整備については、相当な投資が必要なもの想定されることから個人レベルでの施設整備についての試験製造免許の取得条件については、届け程度で済むよう一層の手続きの緩和を要請したい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	1011010	個人	財務省		
070030	一般酒類小売業免許の取得要件の緩和	酒税法第10条第10号、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第10条第10号関係の3(2)	酒類販売業免許については、人的要件や経営基礎要件を満たす場合に付与することとしている。	梅ワイン等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワイン等を販売する。一般酒類小売業免許を取得する場合は、適度に定めた「販売能力及び所要資金」の要件を緩和する。	観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽。青梅の販売・加工・梅ワインの製造、梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のため、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来るか、所轄の税務署と協議してきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上、梅園の維持管理など、後継者の育成、さらに経営基礎の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。	観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽。青梅の販売・加工・梅ワインの製造、梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のため、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来るか、所轄の税務署と協議してきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上、梅園の維持管理など、後継者の育成、さらに経営基礎の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。	C	一般酒類小売業免許を取得する場合の経営基礎要件として規定している「販売能力及び所要資金」としては、酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに得る資金等並びに必要な販売施設及び設備を有することを求めているが、これは酒類の保全上必要な要件であり、緩和することはできない。 また、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するために、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体が、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談された。	酒類を直接納める製造者ではない小売業者に対して、販売能力や所要資金などの要件を満たすことを求めているが、これは酒類の保全上必要な要件であり、緩和することはできない。 また、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するために、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談された。			酒類販売業免許制度は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を実現することを目的として採用されているものである。そのため、酒類販売業者に対しては、酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに得る資金等並びに必要な販売施設及び設備を有することを求めている。 また、酒税法上、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するためには、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	1013010	市貝町	財務省			
070040	期限付酒類小売業免許の取得要件の緩和	酒税法第9条第2項、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第9条第2項関係の1(1)	期限付酒類小売業免許については、原則として、申請者が酒類製造者又は酒類販売業者である場合に付与することとしている。	梅ワイン等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワイン等を地元即売会や祭事会場等で販売する。申請者は適度に定めた「申請者が製造する酒類販売業者」でなくとも期限付小売業免許を取得できるようにする。	観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽。青梅の販売・加工・梅ワインの製造、梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のため、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来るか、所轄の税務署と協議してきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上、梅園の維持管理など、後継者の育成、さらに経営基礎の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。	即売会や祭事会場等で酒類を販売する場合には、期限付酒類小売業免許を取得する必要があるが、原則として、申請者は酒類製造者又は酒類販売業者に限定されている。また、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するために、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談された。 なお、ワインの製造委託先が、当該梅ワイン等を地元即売会や祭事会場等で販売する場合には、期限付酒類小売業免許を取得することは可能である。	C	地域づくり団体が期限付酒類小売業免許を取得することにより、小売販売による資金を地域づくりに幅広く活用(展開)できる。たとえば、約4haの梅園の整備と売場を山梨の環境保全に資することができる。町おこし・地域づくりにして長年活躍している任意の団体(概ね10年)について、法人に準ずる組織として認められたい。経営基礎については、酒類販売業やその他事業収入により年々安定が見込まれる。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。			酒類法上、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するためには、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	1013020	市貝町	財務省			
070050	果実酒等の製造免許に係る要件緩和を求める。	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、変更することができる。 一 清酒 六千キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 連続式蒸留しようちゆう 六千キロリットル 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六千キロリットル 七 果実酒 六千キロリットル 八 甘味果実酒 六千キロリットル 九 ウイスキー 六千キロリットル 十 ブランド 六千キロリットル 十一 原料用アルコール 六千キロリットル 十二 発泡酒 六千キロリットル 十三 その他の醸造酒 六千キロリットル 十四 スリット 六千キロリットル 十五 リキール 六千キロリットル 十六 粉末酒 六千キロリットル 十七 雑酒 六千キロリットル	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考えられ、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6千キロリットル)が決まられており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインのオリジナルワインに対して採算性の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し、特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲料料金等も含めて地域通貨で徴収する事により、特区以外での流通と税の滞納を予防出来る。又、長期滞在観光客やリピーターによる、グリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。	提案理由:1970年には1万人以上でしたが、人口は減少し2005年現在では407人になっており、65歳以上の割合は、現在36.7%と高齢化率が高くなり、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が減少している。又、遠征に不便な道路事情により遠征化と少子高齢化が加速している。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧され、集落機能の維持が困難になると目に見えている。 代替措置:そこで、地域特性を活かした酒類製造産業を創出する事により、国際交流が活性化し、観光産業等の活性化、そして地域通貨による決済によって地域再生が実現可能と考える。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務滞りによる実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒類制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性は低いと考えられ、一方、果実酒等については、既に各地で製造されておらず、製造委託が可能であること、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、経営等併せ置く農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の滞納に支障をきたすことはいないのでないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化に資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ置く農業者に限定されているものである。	第3次提案時回答の「税の滞納、対策として地域通貨による前払証書の導入により解決可能である。又、廃棄予定の葡萄資源を有効活用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって税の増収に貢献できる。そして、グリーンツーリズムの推進と地域特性を活かした産業創造により若者の定住促進に資するとともに考えられる。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限り付与する必要があることから、酒類の製造数量において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行による前払証書の導入により解決可能である。又、廃棄予定の葡萄資源を有効活用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって税の増収に貢献できる。そして、グリーンツーリズムの推進と地域特性を活かした産業創造によって「税の増収」にも貢献できる。そして、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「香の定住促進」が可能となる。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	1023030	個人	財務省				





07 財務省(特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
070160	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用土地利用(開発)の為に政府未利用地を含む国有地等の利用に関する事項)	会計法第29条の3第1項 平成18年3月17日付財理第1044号「知事性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 平成3年9月30日付農理第3603号「一般競争入札等」の取扱いについて通達	未利用国有地については、公用・公共利用優先の考え方を原則としており、地方公共団体等から取得等要望を受け、取得等要望があった場合は優先的に売却することとしている。要望がない場合は、民間に対し一般競争入札により売却することとしている。	練馬区内に存在する政府未利用地を含む国有地等を練馬区民のために担保し、練馬区民及び練馬区がその土地を優先的に利用できることを求める。優先的に利用とは、未利用国有地に入札に関し、一般競争入札ではなく、利用形態を優先した入札。提案型入札を求める。また、未利用地でない場合も、練馬区民限定で期間限定の緑地利用を求める。	現在43箇所64,823.06㎡の憩いの森が区によって設置管理されている。また、区は「緑比率30%目指す」考えのあることが日本経済新聞(朝刊)に示されている。そこで区内に存在する政府未利用地を含む国有地等に対し、区民及び区が提案型入札もしくはその土地を優先的に利用できることを求めるものである。それを核とし、まちかど防災拠点広場を形成が可能となれば、その設置管理運営を通じ、地域社会に新しいコミュニケーションが生まれ活発化する。(別様参照:1)	23区中第2位の住民を要しているが、昼間人口と夜間人口の差は、夜間人口ランキング23区中第1位となっている。都内では特に人口の分散化・拡散化が進み、ホテル家族やコンドミニア族という言葉も生まれているが、人口動態的にその一番顕著に現れているのが練馬区とも捉えられ、このような地域では既に従来のまちづくりでは、地域の人々につながりを持たせることは出来ず、再構築の時期が訪れている。そのため、区民のご近所「ワー」での災害弱者対策を核とした防災計画を見直し、住み続けられるまちづくりを行うための核として、政府未利用地を含む国有地等を利用する。(別様参照:2)	C	-	練馬区から練馬区所在の未利用国有地について、公園・緑地として利用するために取得要望が出されれば、練馬区に対して優先的に処分することは可能である(練馬区に対しての措置の分類は0)。 また、練馬区を含む地方公共団体等から取得等望のないものについては、練馬区及び東京都の都市計画上の制限の下で、民間における有効活用を図ることを前提に、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。 なお、国有財産を一時貸付する場合においても、同様の理由により、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	未利用国有地については、国民共有の財産であり、公用・公共利用優先の考え方を原則として、地方公共団体等から取得等望があった場合は優先的に処分することとしている。 また、地方公共団体等から取得等望のない未利用国有地については、民間における有効活用を図ることを前提に、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。	右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。	区においては区及び区民・区民グループとの歩調を合わせた協働体制が固められつつあり、行政レベルの計画も進んでいる。(練馬区環境基本計画2001・2010)そこで、区内に有する未利用国有地の有効利用に対しても、区と協働する区民や区民グループに対しても、利用形態を優先した提案型入札を求める。これは、都市住民である練馬区民の生活の安全と安心を守る上での公平性に基づいた新しいモデルケースになる。	1079020	すずしる環境開発事業協同組合	財務省	
070170	地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%の緩和	地震保険に関する法律	地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%	地震保険は、政府が再保険を引受けていることから、建物の補償額、給付金額、そして火災保険契約金額の30%~50%など、補償の上限が設定されている。都市圏での大地震などは、巨額な損害が想定される為、上限を設定することは不可欠であるが、建物の性能や震災の現場によっては、100%補償が可能であることから、火災保険契約金額50%の条件付緩和を実現する。	建物の性能基準、震災による総損害額に一定の基準、指標を設定し、場合によっては火災保険契約金額の100%補償を可能にする処置を実現する。	地震大国日本では、地震リスクに関して、政府としてより検討すべき課題であり、自助努力により生活の安定を計ろうとする国民に対しては、より完全な補償の実現を促すべきである。2006年には、火災保険加入者のうち地震保険加入率は前年度より2.9%高い140.3%で初めて40%を超え、関心は高まっているが、まだまだである。保険料も全国平均で7%値下げされているが、補償範囲も再検討し、地震保険の加入率アップを目指す。	C		地震保険に関する法律は、地震による被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、必ずしも完全な住宅の再建を目的とするものではない。また、地震危険がその頻度、損害の程度等が保険に馴染みにくく、しかもそのたらず損害が突発的に異常巨大なものになる可能性ももっているため、地震保険として火災保険契約金額と同じ補償率にすることは、民間の担保力、国の財政力の観点からも実現は困難である。	地震保険契約金額を火災保険契約金額の50%以下としている根拠について明らかにされたい。	C		地震保険に関する法律第2条第2項第4号に規定されている。	地震保険に関する法律第2条第2項第4号に規定されている。	地震保険に関する法律第2条第2項第4号に規定されている「50%以下」について、50%とした根拠を明らかにされたい。	1109350	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省	
070180	地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象の一部緩和	地震保険に関する法律	地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象	地震保険適用範囲を居住用建物のみとせず、一部、民間の介護施設、病院などの緊急性や公共性に即して適用範囲を広げる。	一定条件を定め、地域的に不可欠だと判断される民間施設に対し、地震保険の優遇処置を設け、地震リスク回避を地方自治体と民間レベルで構築できる。	地震保険は工場、事務所などの住居として使用されていない建物は、地震保険は加入出来ない。しかし、人命に関わり、且つ公共性の高い民間施設に備えては一部緩和の検討が必要である。特に高齢化社会へ進む日本に於いて、災害後の高齢者の受入施設確保が急務になると想定されるため。	C		地震保険に関する法律は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とするものであり、また、国の財政力の観点から地震による損害の地大な集積を回避することが重要であることから、この保険の対象物件としては、住宅(店舗等との併用住宅を含む)及び家財に限定しているものである。なお、ご提案のあった病院や介護施設等の物件については、地震危険担保特約を附すことによって地震による危険は担保されるものと考えている。		C				個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	1109360	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省	